

互助会だより

第17号

令和7年11月発行

◆会員の皆様へQUOカードを配布します！

福利厚生事業として、会員の皆様へ1人1,000円分のQUOカードを配布いたします。ぜひご活用ください。

※配布対象者は、11月1日時点で互助会会員の方です。

(対象者が不明の場合は、下記事務局までお問い合わせください。)



請求忘れは
ありませんか？？

- ◆インフルエンザの予防接種費用補助（1,000円）
- ◆人間ドック・脳ドック費用補助（各5,000円）

※会員1名につき、それぞれ年1回ずつ申請できます！

●申請の際は、下記2点を事務局へ提出してください。

- ① 勤労者保障事由証明書（新様式）
- ② 領収書のコピー ※医療機関名・受診日・会員氏名が分かるもの

◆共済給付

給付内容等、詳細は裏面の給付金一覧表をご覧ください。

● 長野県市町村勤労者互助会・共済会提携施設のご案内

互助会ホームページに掲載している提携施設の一覧（紙）をお送りします。

掲載されている施設を利用する際に「長野県勤労者互助会」のシール（右記記載）が貼られた会員カード等を掲示することで割引が受けられますので、ぜひご利用ください。



※利用の際の手続き等については、直接施設へお問い合わせください。

● 互助会手続きパンフレットのご案内

互助会の各種手続きに関するパンフレットを作成しました。手続きの際に参考にしてください。また、全労済の請求様式が新しくなり、一部手続き方法が変更となるものがありますので、パンフレット内のお知らせをご確認ください。

★佐久市にお住まいで、ローンをお考えの方へ★

「ろうきんと佐久市の協調融資制度」をぜひご利用ください！

ろうきん無担保ローンよりさらにお得な金利でご利用できますので、ろうきん佐久支店へお気軽にご相談ください（詳細は同封のチラシをご覧ください）。

【発行・お問合せ先】佐久市勤労者互助会 事務局（佐久市役所 商工振興課内）

〒385-8501 佐久市中込3056 電話：(0267)62-3265 FAX：(0267)62-2269

佐久市勤労者互助会・全労済協会 共済金一覧表 【単位：円】

給付事由			全労済協会 給付	互助会 附加給付	給付金総額		
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	1,050,000		1,050,000		
		不慮の事故により死亡した場合	550,000		550,000		
		疾病により死亡した場合	71歳未満	300,000	6,000	306,000	
			71歳以上	150,000	3,000	153,000	
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合（内縁も含む）			60,000	60,000		
	会員の子が死亡した場合			20,000	20,000		
	会員の親が死亡した場合			5,000	3,000	8,000	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			20,000	20,000		
後重度障害保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	1,050,000 ～42,000		1,050,000 ～42,000		
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	550,000 ～22,000		550,000 ～22,000		
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	300,000	6,000	306,000	
			71歳以上	150,000	3,000	153,000	
傷病休業見舞金	会員本人	傷病により右の期間休業した場合	14日以上	5,000	3,000	8,000	
			30日以上	10,000	6,000	16,000	
			60日以上	15,000	8,000	23,000	
			90日以上	20,000	12,000	32,000	
			120日以上	25,000	14,000	39,000	
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	300,000		300,000	
			30%以上50%未満	210,000		210,000	
			20%以上30%未満	150,000		150,000	
			20%未満	60,000		60,000	
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	90,000		90,000	
			20%以上70%未満	45,000		45,000	
			20%未満	9,000		9,000	
	会員の居住する建物の床上浸水			18,000		18,000	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合（内縁は不可）	10,000	2,000	12,000		
	出生祝金	会員に子が出生した場合	8,000	2,000	10,000		
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	3,000	3,000	6,000		
		会員の子が中学校に入学した場合	3,000	3,000	6,000		
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合	5,000	3,000	8,000		
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	5,000	3,000	8,000		
	銀婚祝金	会員の結婚25周年		5,000	5,000		
	永年勤続祝金	同一事業所に20年勤務した場合		5,000	5,000		
	退会餞別金	会員加入年数10年以上		10,000	10,000		
		会員加入年数5年以上		5,000	5,000		

※重度障害・後遺障害につきましては、全労済協会の判定に基づいた金額となります。

保険給付金の請求について

保険給付金の請求期間は、事由確定（発生）日より3年間です。

この期間を過ぎると給付金の支払いが出来なくなりますので、早めのご請求をお願いします。